



# 規制改革推進会議 投資等WG提出資料

令和2年10月  
厚生労働省

## 規制改革ホットラインへ寄せられた要望

- ① 各保健所の見解を統一させるため、**玄関帳場（フロント）が有人である必要性がない旨を全国の保健所に周知徹底**すること。【(一社)日本経済団体連合会】
- ② **予約時に登録された情報を用いて事業者が宿泊者名簿を作成できるようにするとともに、同名簿の提出も電子で可能とする**措置を講じるべき【(一社)日本経済団体連合会】

### < 1. 玄関帳場に関するこれまでの取組 >

- 旅館業規制の見直しに関する意見（平成28年12月6日規制改革推進会議決定）において、「構造設備の基準のうち**玄関帳場の規制については**、「受付台の長さが1.8m以上」等の要件は撤廃するとともに、**ICTの活用等によりセキュリティ面や本人確認の機能が代替できる場合には適用除外とすべき**である」とされ、玄関帳場等は、一定の基準を満たすICT設備で代替できる旨の法令改正等を行ったところである。
- この改正後、H30年に自治体に対し行った調査で把握したところによると、150自治体中、5自治体が、原則として、ICT設備による玄関帳場の代替を認めていない。

# ICTの活用による玄関帳場の代替・宿泊者名簿の電子化について②

## < 2. 宿泊者名簿の電子化に関するこれまでの取組 >

- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）の規定に基づき、**宿泊者名簿は、同法の施行日である平成17年4月1日より、書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行うことができる**こととなった。
- 旅館業法に関するFAQ（令和元年7月26日事務連絡）において、「ICT代替設備を設けた場合も、宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、宿泊者本人に宿泊者名簿の記載を求めて下さい。」と示しているが、**これは自筆での記載を求めたものではなく、チェックイン時に、宿泊者が誤り等ないことを確認しチェックボックスへのチェックを行うこと等でも足りる**と解している。

## < 今後の対応方針 >

- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドラインにおいても、対面や接触を減らすことが推奨されている。
- このような状況を踏まえ、**希望する事業者がICT設備により玄関帳場を代替できるよう、自治体に対して改めて周知**する。  
また、**宿泊者名簿に関するFAQの記載の趣旨が明確になるよう修正するとともに、宿泊者名簿は電磁的記録での保存も可能であり、名簿の提出にあたっても電子で受け付けることが可能であることを速やかに自治体に周知**する。
- 併せて、これらの事項について、**各自治体における運用状況を調査し、今月中を目途に公表**する。

# ICTの活用による玄関帳場の代替（現状）

○ 旅館業法等においては、玄関帳場等の構造設備について以下のとおり規定している。

<b>旅館業法</b> （昭和23年法律第138号）	第三条（略） 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。 一～八（略） 3～6（略）
<b>旅館業法施行令</b> （昭和32年政令第152号）	（構造設備の基準） 第一条 旅館業法(以下「法」という。)第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一（略） 二 宿泊しようとする者との面接に適する <b>玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。</b> 2・3（略）
<b>旅館業法施行規則</b> （昭和23年厚生省令第28号）	第四条の三 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。)第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

（参考）

旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添3）において、玄関帳場又はフロントを設置しないことができることを、具体的に示している。

1)事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。

2)営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。

3)鍵の受渡しを適切に行うこと。

# 宿泊者名簿の電子化（現状）

○ 旅館業法等においては、宿泊者名簿について以下のとおり規定している。

旅館業法（昭和23年法律第138号）

第六条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。  
2 （略）

旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）

第四条の二 法第六条第一項の宿泊者名簿(以下「宿泊者名簿」という。)は、**当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。** 2  
(略)  
3 法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。  
一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号  
二 その他都道府県知事が必要と認める事項

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）

(電磁的記録による保存)  
第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、**書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。**  
※厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）の別表第1において宿泊者名簿を規定

○ また、旅館業法に関するFAQ（令和元年7月26日事務連絡）において、「ICT代替設備を設けた場合も、宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、宿泊者本人に宿泊者名簿の記載を求めて下さい。」との記載があるが、これは、宿泊者名簿は正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成することとされていることを踏まえたものであり、これは自筆での記載を求めたものではなく、チェックイン時に、宿泊者が誤り等ないことを確認しチェックボックスへのチェックを行うこと等でも足りると解している。

(参考)

旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添3）において、宿泊者の本人確認については、対面又は対面と同等の手段として一定の要件を満たしたICTを活用した方法等を行うことを認めており、また、外国人宿泊者の国籍及び旅券番号欄への記載は、旅券の写しの保存により代替できることを示している。